

公 示 日 : 2023 年 11 月 1 日 (水)

調達管理番号 : 23a00707

国 名 : エジプト

担 当 部 署 : 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動
対策第二チーム

調 達 件 名 : エジプト国プラスチック廃棄物管理能力強化プロジェクト詳細
計画策定調査 (廃棄物管理/社会経済分析)

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 廃棄物管理/社会経済分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 12 月中旬から 2024 年 2 月上旬
- (2) 業務人月 : 1.23
- (3) 業務日数 :

準備作業	現地業務	整理作業
7 日	19 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 11 月 15 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年11月27日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	廃棄物管理及び社会経済分析に係る 各種調査
対象国及び類似地域	エジプト及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプトの近年の急激な経済成長と人口増加により、廃棄物の年間排出量は同国政府の試算では 1,620 万トンに上り、同国内では陸域での廃棄物の適正処理が十分に実施されていないため、プラスチックごみの海洋流出が急増しており、同国の近海の海洋汚染や生態系への影響が喫緊の課題となっている。特に年間排出量の約 6%にあたる 97 万トンのプラスチックごみが排出され、その内リサイクル処理が行われているのは 45%程度となり、再利用される割合は僅か 5%に留まっている。

係る課題に対して、同国の環境省は 2020 年に廃棄物管理法を発布し、同法において廃棄物管理の国家戦略の策定や廃棄物の適正処理に係る規制やモニタリングを対応する廃棄物管理規制局 (Waste Management Regulatory Authority : WMRA) を新設し、更にプラスチックの中でも特に同国が問題視しているシングル

ユースプラスチックバッグ（Single Use Plastic Bag : SUPB）についても、具体的な取り扱いと規制を同法の中に明示的に定めている。また、同国政府は関係省庁や専門家、研究者等の多数のステークホルダーを巻き込み、SUPB の利用を抑制する国内委員会を設立し、同国の環境省を筆頭に SUPB に最小限にする国家戦略策定を命じており、2020 年以降から SUPB の使用の抑制や海洋プラスチックごみの流出対策に資する多数のプログラムやイニシアティブを実施している。

他方、上記のような取り組みが始められているものの、WMRA 自体が新設されたばかりの機関であることから、具体的な SUPB 含むプラスチックごみの減量化に資する検討や計画策定が十分に実施されておらず、更に各県内や自治体の中でもリサイクル産業も局所的にしか確立・ビジネス化されていないため、実行性を持つプラスチックへの対策の導入・実施が出来ていない。

上記の背景から、エジプト政府から我が国に対して、ポートサイド県の住民や事業者を対象に、プラスチックごみを主軸に廃棄物の発生抑制や減量化¹に資するパイロット事業を実施し、それらの活動から得られた教訓や課題を元に、排出抑制や減量化に貢献する政策の提言や他県へ水平展開できるポートサイドモデルの確立を目的とした「プラスチック廃棄物管理能力強化プロジェクト」（本プロジェクト）の要請がなされた。今回実施する詳細計画策定調査では、先方政府関係機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定するとともに、本プロジェクトの実施に必要な情報を収集、分析し、プロジェクトに関わる合意文書の締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

¹本業務での用語の定義は以下の通りである。「発生抑制」とは消費段階での廃棄物発生量の最小化を指し、概ね 3R の Reduce を指す。一方「減量化」とは、廃棄物が発生した後の分別、自家処理、再使用、再資源化等の活動による廃棄物フローの中の廃棄物量の削減を指し、概ね 3R の Reuse, Recycle を指す。「発生抑制」と「減量化」を併せて、全体として廃棄物量が削減されることを「廃棄物量削減」（Waste Minimization）と呼ぶ。

(1) 準備作業 (2023年12月中旬～2024年1月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、担当分野の観点からエジプト側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成に当たっては、別途派遣される評価分析団員と内容が重複しないよう調整するとともに、同団員による質問票(案)の取りまとめに協力する。なお、質問票はJICAエジプト事務所を通じて現地派遣前に配付する。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年1月上旬～1月下旬)

- ① JICAエジプト事務所等との打合せに参加する。
- ② エジプト側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野の調査目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する各開発計画、政策、制度
 - (a) 全国レベルの廃棄物全般に係る上位計画、開発計画、政策、制度
 - (b) ポートサイド県の一般廃棄物及び産業廃棄物に係る計画や条例、制度等
 - (c) 全国レベルのプラスチックごみやプラスチックごみのリサイクルに関する開発計画や政策、条例、制度等
 - (d) ポートサイド県レベルのプラスチックごみやプラスチックごみのリサイクルに関する開発計画や政策、条例、制度等
 - ウ) 関連する各組織
 - (a) 各組織の所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 各組織の役割分担、調整メカニズム、中央/地方政府との関係性
 - (c) 各組織の人員体制、予算規模・内訳、予算獲得の仕組み
 - エ) ポートサイド県の産業構造及び産業廃棄物の処理の概要

- オ) ポートサイド県を重点的に全国の廃棄物管理に関する民間事業者（資源循環・静脈産業等）の動向・事業の概況
- カ) ポートサイド県の廃棄物管理に関するインフォーマルセクター（ウェイストピッカー・インフォーマル・リサイクラー）の活動・関与状況
- キ) 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向/連携可能性
- ク) 現地再委託を請負可能な組織、業務実施単価に関する情報
- ④ ③で収集した情報を元に担当分野の観点から本プロジェクトの協力方針や課題、留意事項の整理・提言を行う。
 - ア) JICA 調査団員とも協議し、住民及び事業者を対象にプラスチックごみを含む廃棄物の発生抑制や減量化に資する制度設計と意識啓発の活動案を検討・提案する。
 - イ) JICA 調査団員や評価分析団員と共に、上記のア) の廃棄物の発生抑制効果や減量化の効果を測定するための指標とその方法、また、意識及び行動変容の程度を正確に測るための指標とその方法を、廃棄物管理のみならず社会心理学・行動経済学的な観点から検討・提案する。なお、参考とした報告書や学術論文等の文献がある場合は文献リストにまとめて提出すること。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、エジプト側からの意見について、廃棄物管理の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 実施機関における職員のジェンダーバランスやジェンダーの視点に立った取り組み導入の可能性の検討を行う。
- ⑦ 本プロジェクトは気候変動対策（緩和策）に資する可能性があるため、以下についても情報収集、検討を行う。
 - ア) 開発と気候変動対策の統合的实施を推進する観点から、本プロジェクトがエジプト国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を検討する。
 - イ) 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html）を参考に、プロジェクト実施による温室効果ガス（GHG）

削減量を検討・推計する。

- ⑧ 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し、担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑨ 実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内用の説明、補足を行う。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA エジプト事務所等に報告する。

(3) 整理作業 (2024 年 1 月下旬～2 月上旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2024 年 2 月 9 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月版)」の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇄アブダビ or ドバイ⇄エジプト、又は、日本⇄エジプト (直

行便)を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年1月8日～1月26日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 廃棄物管理／社会経済分析 (本コンサルタント)

エ) 評価分析 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄アラビア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAがアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書

- ・ 案件概要表
 - ・ Data Collection Survey for Marine Litter in Egypt Through 3Rs on Single Use Plastic Bags
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
- ・ Study on Plastic Value Chain in Egypt, UNIDO
https://www.unido.org/sites/default/files/files/2022-01/Plastic_value_chain_in_Egypt.pdf
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
- イ) 提供依頼メール
- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を

登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑤ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

以上